

2月1日(火)から利用開始!

並木公民館

オープン!

既存建物の老朽化などで、一昨年から鉄筋コンクリート3階建ての移転建替工事を進めてきた並木公民館。生涯学習やコミュニティ活動、また多目的に利用できる地域の拠点施設として、これからは、人づくり・コミュニティづくりの役割を担っていきます。



料理実習室



ホール



会議室



データ

- ◇名称 川口市立並木公民館
- ◇☎・FAX 048-251-2288
- ◇住所 並木2丁目8番2号
- ◇休館日 月曜日・祝日(月曜の場合は翌日も休館)・年末年始

◇主な施設の概要

- 1階 料理実習室・会議室×2・ミーティング室
駐車場(9台)・駐輪場
- 2階 日本間×2・講座室×2・ホール
- 3階 視聴覚室

◇施設の特徴

- 【その1】ホールでは自動で収納する座席を完備し、文化的な活動のほか、バレーボールやバドミントンなどの屋内スポーツ活動も可能。
- 【その2】段差の解消やエレベーターなど高齢者や障害のあるかたに配慮したバリアフリー仕様。また、環境面にも配慮し、太陽光発電・雨水利用(トイレ排水・防火水槽)の設備を設置。
- 【その3】災害時には、隣接する並木町東児童遊園と一体的に利用できる拠点施設。

問い合わせ…社会教育課 ☎048-259-7655
FAX048-258-7604



第3回協議会の様子 フレンドシア

協議会の資料や会議録は、協議会のホームページ、市役所1階の市政情報コーナー、川口駅前行政センター、各支所、各図書館、各公民館でご覧になれます。

問い合わせ
総合政策課
☎048-259-7627 FAX048-257-1008
川口市・鳩ヶ谷市合併協議会
☎048-227-7515 FAX048-224-3866
ホームページアドレス
<http://www.kh-gappei.com>

川口市と鳩ヶ谷市の合併協議について⑫ 川口市・鳩ヶ谷市合併協議会において、 合併の是非について話し合われました

昨年12月21日に開催された第2回協議会で「合併の期日」「議員定数及び任期の取扱い」「合併基本計画」を決定しました。

これで、すべての協定項目の協議が整ったことから、1月13日の第3回協議会では、合併の是非について話し合いが行われ、協議会として、合併を是とすることが決定されました。

なお、合併には、鳩ヶ谷市を川口市に編入することについて両市議会の議決を経た後、埼玉県知事への申請が必要となります。

合併の期日について

平成23年10月11日とする。

議員定数及び任期の取扱いについて
・市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」)第8

合併基本計画について

合併基本計画とは、合併後のまちづくり全般のビジョンを示すもので、合併後10年間についての計画を定めるものです。

この計画が、合併特例法に基づく埼玉県との協議を経て合併協議会に提案され、正式に決定されました。

条第2項及び第3項の規定を適用し、川口市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り川口市議会の議員の定数を増やし、鳩ヶ谷市の区域をその区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。(※)増員数を5人とした選挙を合併後ただちに行う。

合併後の議員定数については、新市の市議会において定める。